

## 勝浦町トイレカー貸出要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、勝浦町が災害時等に使用するために所有及び管理するトイレカーを、平常時に有効活用を図るため、トイレカーの貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

### (貸出対象)

第2条 トイレカー借受の申請をすることができる団体は、主に町内を活動場所とし、次に掲げる公益活動を行う非営利団体とする。

- (1) 防災・防犯・交通安全活動
- (2) スポーツ・文化・イベント活動
- (3) 環境美化活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公益活動として町長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、その活動が次のいずれかに該当する場合は、トイレカーの貸出しを行わないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (3) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合
- (4) その他公益を害するおそれがある場合

### (貸出車)

第3条 貸出しをするトイレカーは、別表のとおりとする。

### (使用区域)

第4条 トイレカーの使用区域は、原則として町内とする。ただし、町長が適当と認めた場合は、この限りでない

### (貸出手続等)

第5条 トイレカーの借受を希望する者（以下「申請者」という。）は、勝浦町トイレカー借受申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載のうえ、トイレカーを運転する者の運転免許証の写しを添えて、使用開始日の5日前までに町長に提

出するものとする。

2 申請は、借受日の3か月前から受け付けるものとする。

3 申請に係る窓口は、勝浦町総務防災課とする。

(貸出しの承認)

第6条 町は、申請書の提出があつた場合において、貸出しが適当と認めるときは、勝浦町トイレカー貸出承認通知書(様式第2号)により申請者に対し通知を行った上で、トイレカーを貸し出すものとする。

2 町長は、申請者に対して前項に規定する通知を行うに当たり、管理上必要な条件を付すことができるものとする。

3 申請書は先着順で受け付け、順次、審査し承認可否を判断するものとする。

(貸出期間及び返却)

第7条 トイレカーの貸出期間は、イベント等で実際に稼働させる日のほか、借受及び返却に要する日を加え原則7日以内とする。ただし、町長が必要と認める場合は、貸出期間を延長できるものとする。

2 トイレカーの借受及び返却は、勝浦町の休日を定める条例(平成元年勝浦町条例第27号)第1条に定める休日以外の午前8時30分から午後5時15分の間で行うものとする。

3 トイレカーを借り受けた者(以下「借受者」という。)は、トイレカーを返却する際に、使用した相当分の燃料の補給、付属する汚水タンク内のし尿の処理及び清掃、トイレ室内の清掃(以下、「し尿の処理等」という。)を実施した上で、町に対し返却を行うものとする。

4 町は、返却があつた際はトイレカーの検査を行い、し尿の処理等が不十分な場合は、改めて借受者にし尿の処理等を実施させることができるものとする。

(法令遵守)

第8条 借受者は、法令を遵守し、交通事故等の防止に万全を期さなければならない。

(注意事項)

第9条 借受者は、トイレカーの利用者の態様に応じた注意喚起等を行い、利用者の安全に配慮しなければならないものとする。

(費用の負担)

第10条 トイレカーの貸出は、無料とする。ただし、トイレカーの運搬及び設置に係る費用及びトイレカーを稼働させるために使用する電気、燃料、水道、トイレットペーパー

等の消耗品、し尿の処理等の費用については、全て借受者の負担とする。

- 2 借受者に過失のある場合におけるトイレカーの故障等については、その修繕に要する費用は全て借受者において負担するものとする。
- 3 前2項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、町と借受者においてその都度協議するものとする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受者は、トイレカーを第三者に転貸し、又は営利を目的とする行為に使用してはならない。

(貸出承認の取消し)

第12条 町は、借受者が第2条第2項、第8条及び前条の規定に違反した場合のほか、災害発生等の緊急かつやむを得ない場合によりトイレカーを町が使用し、又は他の者に貸し出す必要が生じたときは、貸出前にあつては第6条の規定による承認を取り消し、又は貸出期間中であっても直ちに返却させることができるものとする。

(事故等の報告)

第13条 借受者は、トイレカーの使用中に交通事故等が発生したとき又は道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反したときは、同法に定められた措置をとるとともに、直ちに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 借受者は、前項の指示を受けた後、速やかに、勝浦町トイレカー事故報告書（様式第3号）に町長が指示する書類を添付して提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、交通事故等の示談交渉を行うに当たり、当該交通事故等が早期かつ円満に解決できるよう、誠意をもって対応しなければならない。

- 2 借受者は、交通事故等で第三者又はトイレカーに損害を与えたときは、その賠償に要する費用のうち、町の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用を除く一切の費用を負担することとする。
- 3 町は、借受者の交通事故等による損害賠償費用、借受者が故意若しくは過失によりトイレカーを毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は借受者が道路交通法に違反したことにより生じた費用を負担したときは、前項に掲げる費用を除き、当該費用を借受者に求償することができる。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月19日から施行する。

